

監査報告書

2019年5月28日

学校法人 志紀学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 志紀学園

監事

衣川 敬三 ⑩

監事

鷺見 隆 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人志紀学園寄付行為第16条の規定に基づき、学校法人志紀学園の2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)における業務並びに財産の状況の監査を行いました。

その結果、下記のとおり報告致します。

1、監査の方法

- (1) 業務についての監査は、理事会及び評議員会に出席したほか、理事等からの業務の執行の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、公認会計士 川東和彦氏から会計監査の計画、方法と監査業務の品質管理の方針並びに監査の報告及び説明を受け、かつ、必要と認められる方法を実施して、計算書類の正確性を検討いたしました。

2、監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び、財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はありません。

以上